

# 認知症と向き合う 「幸齢社会」 実現会議

内閣府 内閣官房 健康・医療戦略室

(第1回：令和5年9月27日)

(第2回：令和5年10月12日) の会議資料より

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ninchisho/index.html>)

〔令和5年9月26日  
内閣総理大臣決裁〕

## 1. 趣旨

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づき、今後、認知症施策推進本部や、認知症の本人やその家族等の関係者の参画による認知症施策推進関係者会議を開催し、政府として認知症施策推進基本計画の策定に向けて検討を開始することとなる。

基本法の目指す共生社会、すなわち、認知症の人を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、関係者の声に丁寧に耳を傾け、政策に反映するため、基本法の施行に先立ち、認知症の本人やその家族、有識者を交えた、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（以下「会議」という。）を開催する。その際、安心して歳を重ねられる幸齢社会の実現に向けて、身寄りのない高齢者を含めた身元保証等の生活上の課題に対する取組を検討する。

## 2. 構成

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。なお、議長が欠席の場合は、副議長が議長を代理するものとする。

議長 内閣総理大臣

副議長 内閣官房長官、厚生労働大臣、健康・医療戦略を担当する国務大臣

構成員 共生社会政策を担当する内閣府特命担当大臣、健康・医療戦略を担当する内閣府副大臣及び別紙に掲げる有識者

# 第1回 認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議における主な意見(案)

## (総論)

- ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、認知症の本人を含めすべての国民にとって重要かつ意義のある法律であり、共生社会の実現に向けて取り組みを進めることが重要。
- ・老々介護、認認介護であっても、仕事と介護を両立しながら自分らしく生きられる社会を作っていくため、認知症基本法がより良いものになることが重要。
- ・認知症のリスク低減、医療、ケアから研究開発まで認知症に関わるすべての活動を「共生社会」のもとで実現することが重要。
- ・社会的孤立のリスクの高い独居高齢者の増加することが予想され、認知症かつ独居であっても社会的支援につながりやすい地域づくりを進めることが重要。
- ・認知症になっても「その人」であることに変わりはなく、出来ないことは増えても「心は生きている」ということを知って欲しい。
- ・認知症への取組は、共生とともに、予防を両輪に実効性を高めてきた。
- ・自治体の計画策定にあたり、認知症の本人の意見を聞きながらわが町ならではの計画策定を進めるべきで、国も後押しすべき。
- ・自治体の計画について、地域特性に応じ、分野横断的・体系的・戦略的・創造的に立案することが重要。

## (普及啓発や本人発信の支援など)

- ・共生社会の実現に向けて基本法の浸透を図ってほしい。
- ・人々が認知症のことを自分ごととして考えてもらえる理解促進のための取組を自治体で進めて欲しい。
- ・家族が介護するという固定観念をやめて、第三者の手を借りるという意識改革が必要。
- ・身寄りが誰もいない人ばかりだけではなく、家族のあり方の多様化により親族がいても頼れない人が増えており、その支援が大きな課題。
- ・特に、独居の認知症高齢者が増加するため、意思決定支援が重要。
- ・家族が全面的に支援することを前提としない意思決定の支援の仕組みが必要。身元保証が重要。

## (地域ぐるみの保健医療・福祉体制など)

- ・地域の特性に応じた認知症医療・介護サービス提供体制の整備、人材育成が重要。
- ・認知症・独居高齢者の増加を踏まえ、柔軟なサービス提供が可能な小規模多機能型居宅介護等の活用が重要。認知度向上のための普及・啓発、自治体による計画的な事業所の設置を進めるべき。
- ・若年性認知症について、早期診断・支援の体制整備と、当事者とともにニーズに合ったサービスの開発・普及が必要。
- ・若年性認知症の方の働きたいといニーズをかなえる環境づくりが必要。

## (家族等の支援)

- ・認知症の本人や家族が励まし合い、助け合うためのピアサポート活動が重要。
- ・ワーキングケアラーが増加しており、その対策が急務。
- ・介護離職が減っておらず、仕事と介護の両立支援が必要。介護しながら家族も自分の人生も大切にできるという支援体制が急務。

## (研究開発)

- ・脳内の変化は20年程度前から起こるため、早期の発見・診断・治療が重要。
- ・より重度の認知症の方、アルツハイマー病以外の認知症の方に対する治療法の開発が急務。
- ・認知症に関するデータの収集・分析・活用が重要。
- ・介護者の認知症ケアの充実、介護人材の不足等に対応していくため、ICT・AI等のテクノロジーを活用した研究開発が重要。

緊急的に対応すべきものとして、認知症基本法の施行準備、認知症治療の新時代を踏まえた早期発見・早期介入、検査・医療提供体制の整備、研究開発の推進、独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題への対応のため、以下の取組を行う。

### 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行準備に向けた都道府県・市町村の取組支援

- ・ 本年6月に成立した「認知症基本法」の施行に向けて、地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等を図るとともに、あらゆる年齢の認知症の人本人の意見を丁寧に聴いた上で、各自治体において計画策定の準備を進めるための財政支援を実施
- ・ あわせて、あらゆる年齢の認知症の人本人の意見を丁寧に聴いた上で認知症基本法の分かりやすい解説冊子の作成、自治体からの相談窓口の設置などを通じて、各自治体に対する実務面でのきめ細やかな支援を実施

### 認知症治療の新時代を踏まえた早期発見・早期介入、検査・医療提供体制の整備

- ① 共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進
  - ・ 地域住民を対象としたバイオマーカーやアプリ・AIを用いたスクリーニング検査の検証及び自治体と連携した本人・家族支援モデルの確立
- ② 新薬へのアクセス・投与後のモニタリング等の適切な確保
  - ・ 認知症疾患医療センター等におけるアルツハイマー病の新規治療薬の適正な使用体制の整備に向けた検討

### 「認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ」の早期着手

- ① 脳科学に関する研究開発プロジェクト
  - ・ 脳科学研究開発プロジェクトの中核拠点の機能強化
  - ・ アルツハイマー病治療薬上市に伴う、認知症の効果的な診断・治療方法の確立と普及を目指す研究の強化
- ② 将来的課題に向けた野心的プロジェクト「ムーンショットプロジェクト」
  - ・ 神経回路の再生・修復等による回復治療法等の研究開発など、新たなアプローチへの挑戦

### 独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題への対応

- ① 省庁横断体制の下での取組推進
  - ・ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会を作っていくため、身元保証など民間事業者によるサポートについて、実態把握、課題の整理等を実施するとともに、内閣官房に省庁横断型「身元保証等高齢者サポート調整チーム」を立ち上げ、検討を開始
- ② 身寄りのない高齢者等への住まい支援
  - ・ 独居の高齢者や生活困窮者等の住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応や、一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点も取り入れたマネジメントを行うモデル事業を実施

### 高齢者などの消費者被害の防止

- 消費者行政における相談・見守り体制の強化
  - ・ 高齢者など配慮を要する消費者に対する相談・見守り体制を強化し、消費者トラブルの早期発見・未然防止に取り組む自治体を支援